

工場立地特例対象区域内特定工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関するガイドライン

< 緑化面積の算定方法 >

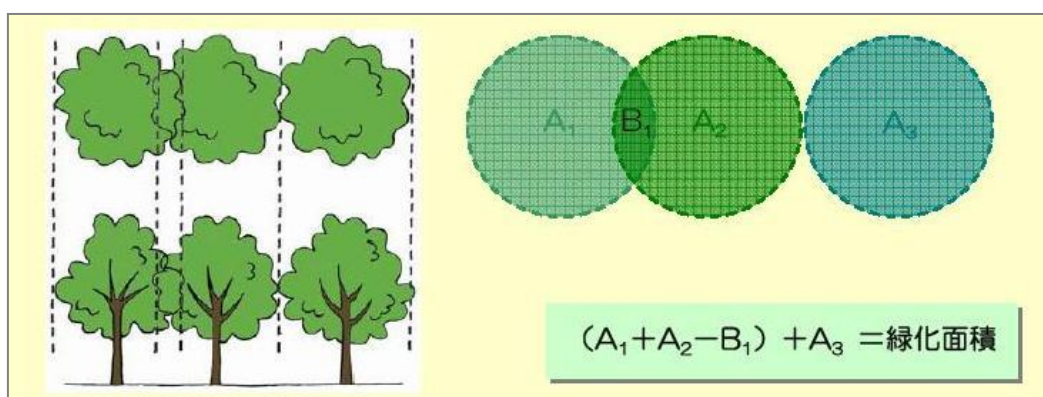
1 対象工場の敷地内の未利用部分での新たな緑地及び環境施設の整備

(1) 樹木(樹林地)による緑化面積

樹木(樹林地)を新たに植栽する場合は、工場立地法施行規則の基準に準ずるものとする。

既存の樹木(樹林地)による緑化面積は、その樹木の樹冠水平投影面の面積とする。

ただし、複数の樹木の樹冠水平投影面が重なり合う場合においては、樹木ごとの樹冠水平投影面積から、重なる部分の面積を除いた樹冠水平投影面積の合計とする。



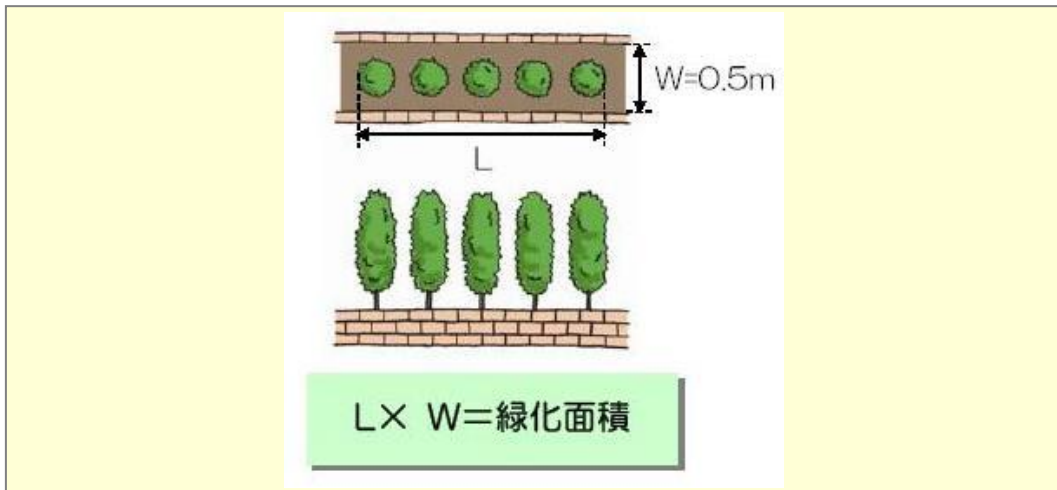
(2) 単独木による緑化面積

高中低木の単独の樹木を植栽する場合は、次に掲げる樹木の種類の項に応じ、それぞれ当該各項に掲げる面積を緑化面積とすることができる。

高木	通常の成木の樹高が3m以上となるもので、植栽時の樹高が2m以上であるもの	10㎡
中木	通常の成木の樹高が1.5m以上3m未満となるもので、植栽時の樹高が1m以上であるもの	3㎡
低木	通常の成木の樹高が0.3m以上1.5m未満、枝葉の広がりが直径60cm以上あるもので、植栽時の樹高が0.3m以上であるもの	1㎡

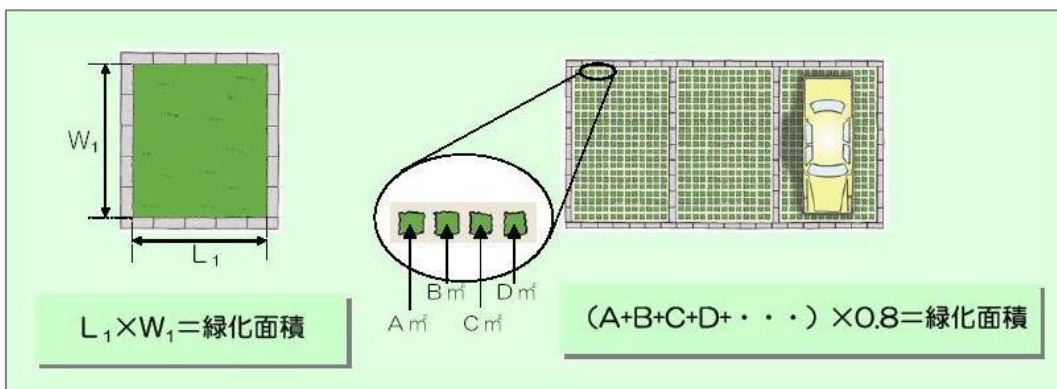
(3) 生垣による緑化面積

成木に達しない樹木により生垣を設置する場合は、当該生垣の長さに0.5mを乗じて得た面積を緑化面積とすることができる。



(4) 地被植物による緑化面積

地被植物で表面を覆われた部分（れんが、ブロック、石板、コンクリートその他これに類する資材で覆われ、又は舗装される地表面の部分を除く。）の投影面積を緑化面積とすることができる。

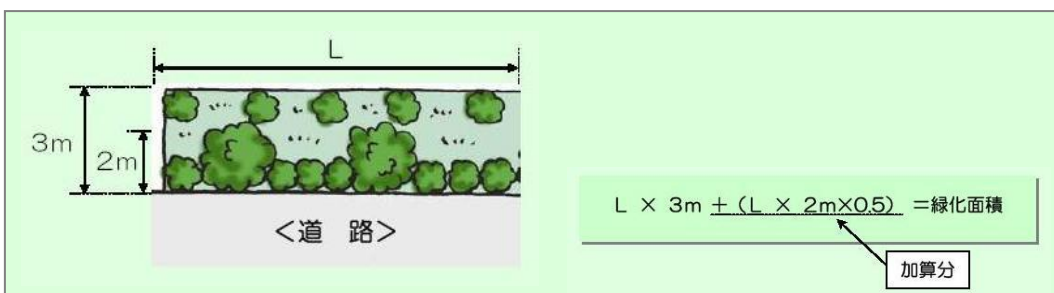


2 対象工場の敷地周辺部のうち、周辺住民の生活に関連する施設等が存在する地域に隣接する部分における視覚的緑量の向上

(1) 接道部緑化加算

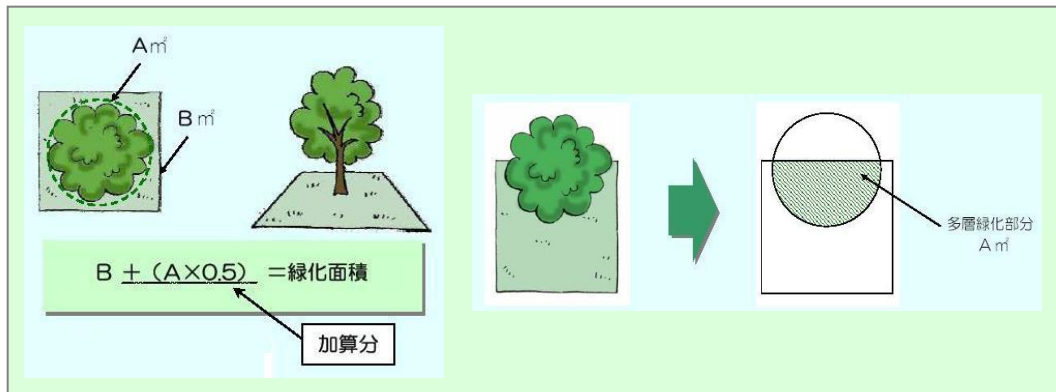
公共性の高いスペースである接道部において緑化を行う場合で、道路との境界線から水平距離で2m以内の敷地等の面積の2分の1を緑化面積として加算することができる。

加算できるのは、道路側から容易に見ることのできる緑地とする。



(2) 多層緑化加算

高木又は中木の樹冠水平投影面と、低木、地被類、花壇等の水平投影面とが重なり合うよう植栽する場合は、その重なる部分の2分の1を緑化面積として加算することができる。(重なる部分が高木又は中木の樹冠水平投影面に対し2分の1以上である場合に限る。)



3 苗木床、花壇等の設置

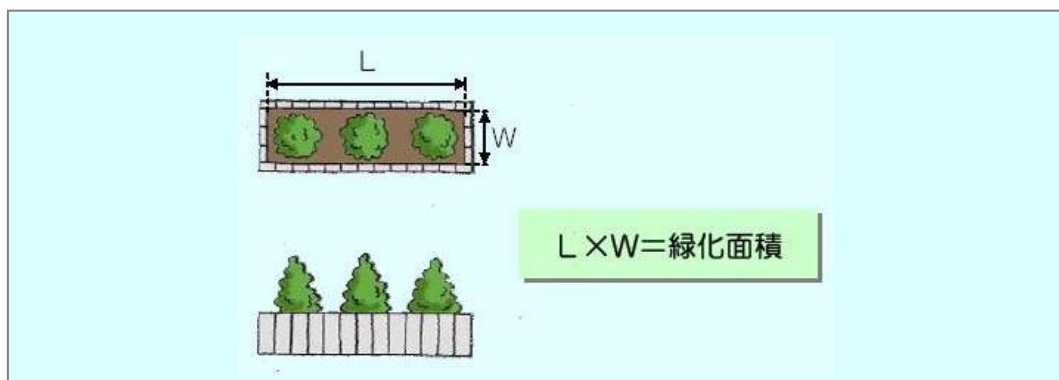
(1) 花壇による緑化面積

花壇その他これに類するものの植物が生育するための土壌その他の資材で覆われる植栽可能部分の水平投影面積を緑化面積とすることができる。



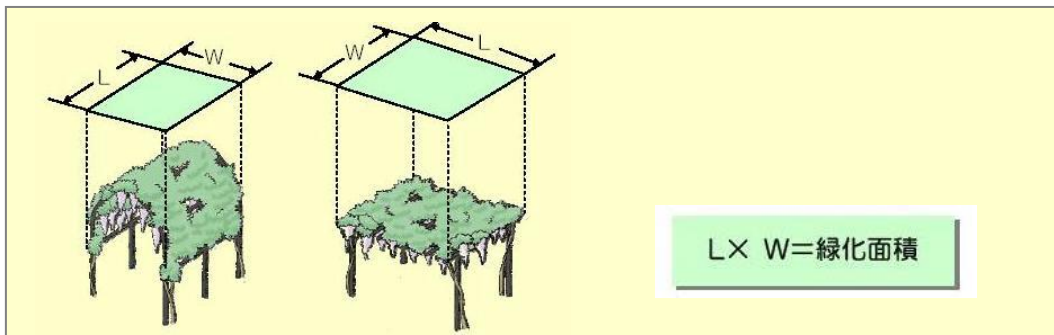
(2) プランターによる緑化面積

プランター、コンテナ等の容器(その容量が100リットル以上のものに限る。)で恒常的に設置されるものの植栽可能部分の水平投影面積を緑化面積とすることができる。



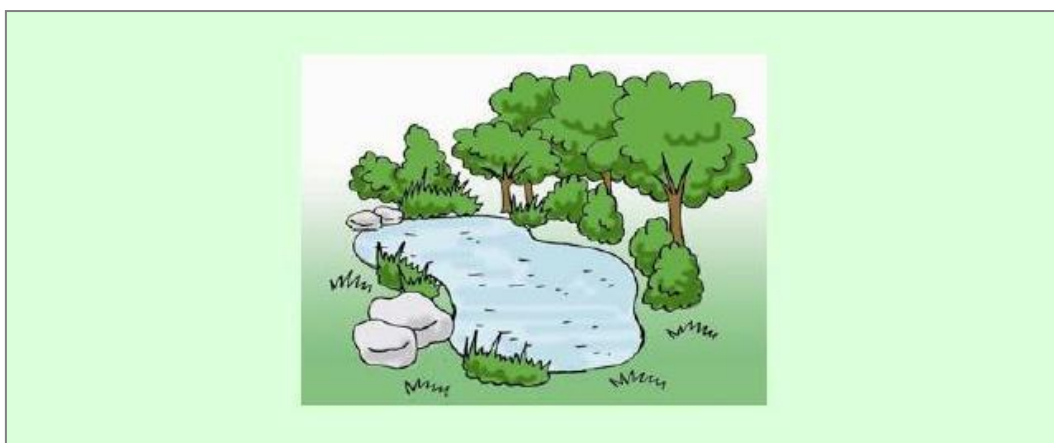
(3) 藤棚による緑化面積

藤棚やその他の植物を棚仕立てにするための、補助資材の存する部分の水平投影面積を緑化面積とすることができる。



(4) 水流・池による緑化面積

水流、池その他これらに類するものは、樹木その他の植物の植栽と一体となって自然的環境を形成しているものに限り、当該水面部分の水平投影面積を緑化面積とすることができる。



4 太陽光発電施設等の二酸化炭素の排出量の削減に資する施設、設備等の設置

太陽光発電施設等二酸化炭素の排出量の削減に資する施設、設備等を設置する場合当該施設等の設置面積の2分の1を緑化面積として加算することができる。(事業目的であるものを除く。)

5 建築物の屋上及び壁面並びに駐車場等の緑化

(1) 屋上緑化による緑化面積

屋上の緑地を緑化面積とすることができる。

算定方法は、「1 対象工場の敷地内の未利用部分での新たな緑地及び環境施設の整備」及び「3 苗木床、花壇等の設置」の緑化面積の方法に準ずる。

(2) 壁面緑化による緑化面積

- ① 建築物その他の施設の直立している部分（直立壁面）において、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積を緑化面積とする。
- ② 傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積を緑化面積とする。

(3) ベランダによる緑化面積

① 樹木による場合

樹木の樹冠水平投影面積（樹冠水平投影面が重なり合う部分を除く。）を緑化面積とすることができる。（可動式の植栽基盤の場合は容量が100リットル以上のものに限る。）

② 樹木以外の場合

植栽可能部分の面積を緑化面積とすることができる。（可動式の植栽基盤の場合は容量が100リットル以上のものに限る。）

6 その他周辺地域に係る生活環境に配慮する観点から適当であると市長が認めるもの

(1) 広場の設置

広場を設置する場合は、当該広場の面積を緑化面積として算入することができる。
※広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで、公園的に整備されているものをいう。

(2) 公共施設への太陽光発電装置の設置

事業者が公共施設に太陽光発電装置を設置する場合は、当該装置の太陽光パネルの設置面積を緑化面積に算入することができる。

(3) 公共施設内の芝生設置

事業者が公共施設内に芝生を設置する場合は、設置した芝生の面積を緑化面積に算入することができる。

(4) 野生動物共生林・里山防災林整備事業（県事業）の整備地の管理

事業者が県事業（野生動物共生林・里山防災林整備事業）で整備された森林整備事業地の維持管理を10年間行う場合に、当該森林等の面積を緑化面積に算入することができる。

※事業者、森林の所有者等及び行政の三者が協定を締結する必要がある。

(5) 特定工場におけるCO₂削減

製造工程等におけるCO₂排出量又は製造工程等における燃料使用量の削減量を元に樹木数を算出し、算出した樹木数を植樹するために要する面積を緑化面積に算入す

ることができる。

(例) CO₂削減量を杉の木の本数に換算し、10m間隔で植樹したと想定し算出した面積を緑化面積に算入

※杉の木が(50年生、直径26cm、高さ22m)1年間に吸収する二酸化炭素の量13.9kg/m²・年

(6) 市内農地(野菜畑等)の管理

事業者が市内に所有し、又は賃貸する農地(野菜畑等)を良好な状況で維持管理されている場合に、当該農地(野菜畑等)の面積を緑化面積として算入することができる。

(7) 緑化推進への寄附

事業者は、市内の緑化推進のため金銭等による寄附を行う場合は、緑化面積に算入することができる。

(8) その他

緑化及びまちづくり活動への参加の推進

(例) 緑の基本計画の施策について積極的に取り組む。

清掃活動や緑化活動等へ参加し、緑のまちづくりや緑化等に努める。など